

認可地縁団体制度の改正に係る質疑応答

認可の目的の見直しについて（第 11 次一括法による法改正関係）

問 1 今回の改正の概要を教えてください。

（答） 認可地縁団体の認可の目的について不動産等の保有を前提としないものに見直し、地縁による団体は、不動産等の保有の有無にかかわらず、地域的な共同活動を円滑に行うため市区町村長の認可を受けることができるものとなりました（法第 260 条の 2 第 1 項）。

問 2 今回の改正で地縁による団体の認可の目的を「地域的な共同活動を円滑に行うため」という表現に改めた趣旨を教えてください。

（答） 地域的な共同活動は、地縁による団体が任意団体として行うことも可能ですが、市区町村長の認可を受け、法人格を取得する目的としては、第 11 次一括法による改正前の法第 260 条の 2 第 1 項で規定されていた「地域的な共同活動のための不動産又は不動産に関する権利等を保有するため」というもの以外に、①継続した活動基盤の確立、②法人が契約主体となることによる事業活動の充実化、③法律上の責任の所在の明確化、④個人財産と法人財産との混同防止、⑤対外的な信用の獲得等が挙げられます。

これらの目的は、いずれも地縁による団体が地域的な共同活動を円滑に行うことにつながるものであり、このために地縁による団体は法人格を取得するものと考えられることから、認可の目的を「地域的な共同活動を円滑に行うため」という表現に改めたものです。

なお、今回の改正は、従前からの地縁による団体が認可を受け、法人格を取得する目的を改めて明確にしたものに過ぎず、認可要件を新たに付加するものではありません。

問 3 認可の目的が見直された（「不動産又は不動産に関する権利等を保有するため」が削除された）ことで、市区町村の認可事務にどのような影響が生じますか。

（答） 従来は、保有資産目録又は保有予定資産目録に基づき、団体が不動産等を保有していること又は保有する予定があることを確認する必要がありましたが、今回の改正により当該確認は不要となります。

もっとも、法第 260 条の 2 第 2 項の認可要件が変更されたわけではありませんので、市区町村においては、これまでどおり団体の規約の内容等を確認し、当該団体が地域的な共同活動を行うことを目的とし、現にその活動を行っているかなど法第 260 条の 2 第 2 項の認可要件を満たすかを確認してい

ただくことが必要です。

問4 今回の改正により、認可地縁団体は高齢者等への生活支援や地域交通の維持、地域の特産品開発・マーケットの運営等幅広い活動を行うことが可能になりますが、認可に当たっては、契約書や事業計画書、総会議事録など、認可申請の目的を明らかにする資料の提出は必要ですか。

(答) 地縁による団体が市区町村長による認可を受けようとする場合には、市区町村長に対して必要な書類を添付して認可申請書を提出しなければならないこととされています(法第260条の2第2項、地方自治法施行規則(昭和22年内務省令第29号。以下「規則」という。)第18条第1項)。

お尋ねのような「認可申請の目的を明らかにする資料の提出」は必ずしも必要ではありませんが、「認可を申請することについて総会で議決をしたことを証する書類」や「良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を現に行っていることを記載した書類」の提出は必要となります(規則第18条第1項第2号及び第4号)。

問5 不動産を保有していない場合であっても、規約に残余財産の処分に関する規定を定めることは必要ですか。

(答) お見込みのとおりです。

問6 不動産を保有していない場合であっても、解散時の残余財産は、地方公共団体や営利法人以外の認可地縁団体又は類似の目的をもつ他の公益を目的とする事業を行う法人に帰属させることが適当であるという解釈で変更はないですか。

(答) お見込みのとおりです。

電磁的方法による表決について(デジタル社会形成整備法による法改正関係)

問7 今回の改正の概要を教えてください。

(答) 認可地縁団体の総会に出席しない構成員は、規約又は総会の決議により、書面による表決に代えて、電磁的方法により表決をすることができるものとなりました(法第260条の18第3項)。

問8 法第260条の18第3項に規定される電磁的方法による表決とは具体的にどのような手段による表決を指しますか。

(答) 具体的には、電子メールなどによる送信、Webサイト、アプリケーションを利用した表決、磁気ディスク等に記録して、当該ディスク等を交付する

方法による表決などが考えられます。

問9 電磁的方法による表決を行うためには、「規約又は総会の決議」が必要となりますが、規約で定めることとした場合、どのような規約の変更が必要になりますか。

既に規約に書面や代理人による表決を可能とする旨の規定が設けられている場合も規約の変更は必要となりますか。

(答) 認可地縁団体の総会に出席しない構成員について、電磁的方法による表決を可能とする旨の規定を追加する変更が必要になります。

例えば、①書面による表決、②代理人による表決、③電磁的方法による表決のいずれも可能にするためには、その旨を規約に定める必要があります。

法第260条の18第4項の規定により、規約が優先的に適用されることとなるため、既に規約に①書面による表決及び②代理人による表決を可能とする旨の規定が設けられている場合についても、③電磁的方法による表決を可能とする旨の規定を追加する変更を行う必要があります。

問10 電磁的方法による表決を行うためには、「規約又は総会の決議」が必要となりますが、総会の決議による場合、総会の開催時期や決議の方法等について何らかの定めはありますか。

(答) 具体的な総会の開催時期や決議の方法等については、法令上特段定めはありませんので、それぞれの団体の実情等に応じて適切に判断してください。

例えば、1回の総会の決議をもって以後継続的に電磁的方法による表決を可能とすることを決定することもできますし、毎年度総会を開催し、当該年度において電磁的方法による表決を可能とすることを決議することもできます。